第3編 風水害等編

第3編 風水害等編

第1章 総則

第1節 風水害対策の基本的視点

1. 災害に強いまちづくりの推進

集中豪雨、台風等の自然現象は、人為的に止めることはできないが、それに起因する 風水害は社会的に対応可能であり、災害に強いまちづくりを進める。

2. 減災の視点からの対策の推進

災害に対しては、ハード(防災施設・設備)とソフト(情報・教育・訓練)の両面から総合的な防災システムの確立を図り、被害を最小限にとどめるようにする。 災害に対しては、減災の視点から、まず、人命の安全を守る対策を行う。

3. 自助・共助・公助の連携による防災の推進

住民自らによる自分の身は自分で守る「自助」、自主防災組織等による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、防災関係機関による「公助」等の各主体による役割分担と連携を図ることにより、効果的な防災の推進を図る。

4. 過去の教訓を踏まえた実効性の高い計画の策定

近年発生した台風や集中豪雨、また、平成24年5月に茨城県つくば市で発生した竜巻 災害をはじめとする過去の災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画策定 を行う。

5. 複合災害等への対応

複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生や、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対応を図る。

第2節 風水害危険区域の把握

1. 水害危険区域

(1) 外水氾濫

水防法に基づく洪水浸水想定区域のうち、本市に浸水被害をもたらす洪水には、利根川、手賀川及び手賀沼、高崎川の洪水がある。

想定しうる最大規模の降雨で氾濫した場合、利根川の洪水では、我孫子市布佐から 印西市木下付近で破堤した場合、破堤から約4時間後に白井市内の下手賀沼周辺で浸 水が始まり、6時間後くらいに住宅地での浸水も見られるようになる。下手賀沼周辺 では浸水深が7mになるところもあり、159棟が浸水被害を受ける。栄町付近で破堤し た場合は、1日以上経って神崎川周辺で浸水が始まる。途中の印旛沼でたまった水が あふれ始めてからでも10時間後となる。神崎川周辺では4棟が浸水被害を受ける。

手賀川及び手賀沼の洪水では、下手賀沼周辺のみが浸水範囲となり、11棟が浸水被害を受ける。

高崎川の洪水では、その洪水が直接的に白井市に被害をもたらすわけではないが、神崎川、二重川沿いの主に農地となっている場所が浸水し、浸水深が4mとなるところもあり、64棟が浸水被害を受ける。

なお、これらの河川の洪水によって木造家屋等が倒壊する危険がある「家屋倒壊等 氾濫想定区域」は市内に存在しない。

洪水浸	1.40	4	- -	40 7	→ A I.I.
7H 7N 13	カレ 小日	T 17	Tinly (/)	小日 'n	

対象河川	指定・公表日	想定最大規模の降雨条件	計画規模の降雨条件
利根川	平成 29 年	利根川流域、八斗島上流	利根川流域、八斗島
	7月20日	域の 72 時間総雨量 491mm	上流域の 72 時間総
			雨量 336mm
手賀川及び手賀沼	平成 29 年	手賀川・手賀沼流域の	手賀川·手賀沼流域
	6月30日	48 時間総雨量 815mm	の 48 時間総雨量
			350mm
高崎川、鹿島川、北印旛沼、印	, , , ,	高崎川流域の 24 時間	高崎川流域の 24 時
旛水路、西印旛沼、師戸川、手	0 / 4 = 0 1	雨量 668.7mm	間雨量 206mm
繰川、小竹川、印旛放水路(大			
和田排水機場より上流)、神			
崎川、二重川、桑納川、石神川			
(南部川、佐倉川、花輪川)			

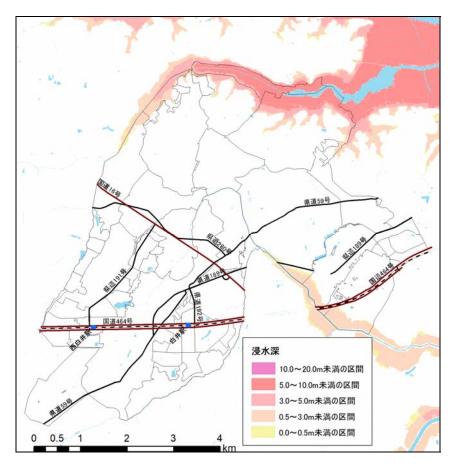
利根川下流・手賀川及び手賀沼・高崎川(想定最大)の氾濫による影響(浸水深別の建物棟数)

大字名称	利根川		手賀川及び手賀沼		(高峰 神崎川・			
	\sim 0.5m	\sim 3.0m	\sim 5.0m	\sim 10.0m	\sim 0.5m	\sim 3.0m	\sim 0.5m	\sim 3.0m
神々廻							2	
白井				•			2	2
根							21	31
木						,		1
中		6		,				
名 内	4	17	19					
今 井			83		10			
河原子	2			•				
平塚		16	6	1		1		
清 戸		3						3
谷 田	1	1						2
合計	7	43	108	1	10	1	25	39

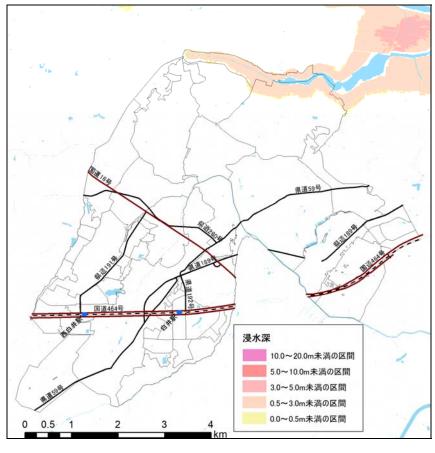
利根川下流・手賀川及び手賀沼・高崎川(想定最大)の氾濫による影響(浸水深別の人口)

1	t. 41	利根川			手賀川及び手賀沼		(高峰		
大字	名称							神崎川・	
		\sim 0.5m	\sim 3.0m	\sim 5.0m	\sim 10.0m	\sim 0.5m	\sim 3.0m	\sim 0.5m	\sim 3.0m
神る	▽廻							3	
白	井							5	2
札	艮							32	55
7	k				1				3
F	þ		7						
名	内	5	22	20					
今	井			123	1	15			
河原		1							
平	塚		15	5	1		1		
清	戸		1						1
谷	田	1	0						1
合	計	7	44	148	1	15	1	40	61

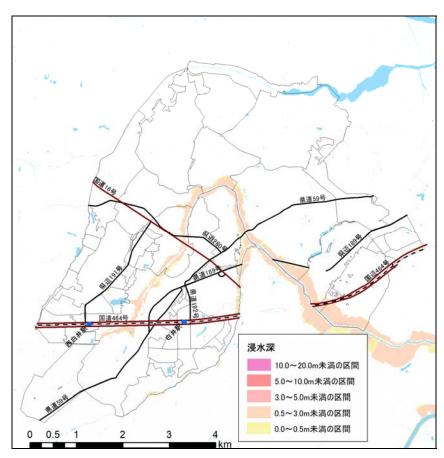
[※]合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。



利根川浸水想定区域(想定最大)



手賀川及び手賀沼浸水想定区域(想定最大)



高崎川浸水想定区域(想定最大) (白井市内の影響河川:神崎川・二重川)

(2) 内水氾濫

平成23年度に実施した白井市防災アセスメント調査では、地形的な要因により浸水が発生すると考えられる地域及び過去の浸水実績を踏まえ、内水氾濫の可能性がある箇所を以下のとおり整理した。

内水氾濫の可能性がある箇所の設定方法

- 設定手法: 窪地の度合い(窪地率)と想定浸水速度の関係から窪地率 20%以内を窪地とし、その結果に地形分類および過去の浸水実績を加味し、内水氾濫の可能性がある 箇所を設定
- 使用データ: 航空レーザー測量データ (5 mメッシュ標高、国土交通省関東地方整備局より)

※国土交通省「地下空間における浸水対策ガイドライン同解説」より



内水氾濫の可能性がある箇所

2. 土砂災害警戒区域

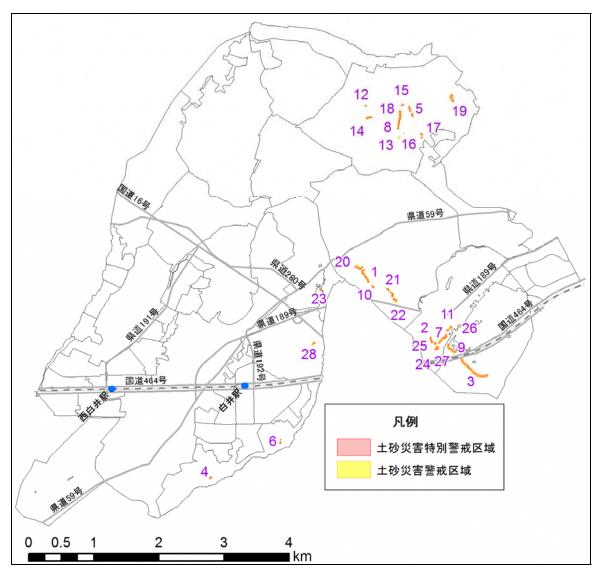
市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が28箇所あり、うち26箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの警戒区域の土砂災害の種類は、すべて急傾斜地の崩壊である。

【資料編 土砂災害危険箇所・区域】

土砂災害警戒区域(急傾斜地崩壊)にかかる人口・建物棟数

大字名称	影響建物棟数 (棟)	影響人口(人)
神々廻	25. 0	34. 1
平 塚	33. 0	11. 4
清 戸	29. 0	25.8
谷 田	43. 0	53. 2
合計	138. 0	134. 5

※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。



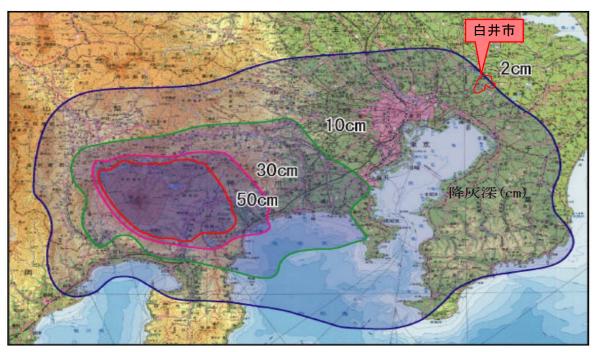
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)の位置

3. 火山災害の想定

内閣府では、富士山山頂又はその周辺で噴火が想定される地域で、宝永規模(1707年の噴火)の大噴火が発生した場合に降り積もる火山灰の厚さの分布を予測している。

これによると市内では 2cm 程度の厚さの降灰が予想される。また、風向きによっては最大5cm程度の厚さとなる可能性もある。

降灰による影響は、交通支障、停電、断水のほか、目や気管などに健康被害をもたらす可能性がある。



降灰可能性マップ (富士山ハザードマップ検討委員会報告書より)

第3編 風水害等編

第2章 風水害等予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害に強い都市空間	都市計画課、建築宅地課
2. 風水害等災害の予防	道路課、都市計画課、上下水道課、産業振興課、印旛土木事務所
3. 火災に強い市街地	都市計画課、建築宅地課、道路課、関係各課、印西地区消防組合
4. ライフライン施設	上下水道課、環境課、関係各機関、事業所

風水害等における住民の生命の安全確保を図るため、地域の災害特性に配慮しつつ、各対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進する。

1. 災害に強い都市空間

震災編・第2章・第1節「1. 震災に強い都市空間」に準ずる。(震-2-1参照)

2. 風水害等災害の予防

近年、全国各地で集中豪雨(ゲリラ豪雨)や台風による浸水被害、土砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「ハザードマップ」等を活用し、住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的に推進する。

(1) 水害対策の充実

市は、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路の改修・整備、公共下水道(雨水)の整備及び雨水流出抑制施設の設置など総合的な治水対策の推進を図る。

ア 公共下水道(雨水)の整備

雨水排除については、浸水発生のおそれのある市街化地区を中心に雨水幹線の整備を図る。また、地区内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備に努める。

イ 雨水流出抑制施設の設置

公共下水道の区域外での開発行為においては、雨水浸透貯留施設を設置し、道路等への雨水の流出を防止するよう指導する。

(2) 河川の整備

ア 河川改修

一級河川(神崎川、二重川、法目川、野口川、七次川)の改修について管理者である 国や県へ適宜要請するとともに、道路管理者は河川改修に合せて老朽化や交通量の増加 に応じた橋りょうの架け替え等を進める。

イ 水路改修

流水の正常な機能を保全し、水路の適正な利用を推進するため、水路の改修を進める。 なお、手賀沼水系金山落しの改修については、管理者である国に適宜要請する。

(3) 立木・街路樹対策

立木・街路樹が受ける被害(倒木、幹折れ、傾斜)を軽減するため、街路樹等の剪定、 枝降ろし、支柱等の適正な管理に努める。

(4) 農作物対策

農業協同組合を通じて農作物の風害防止について指導し、被害の軽減を図る。 また、降雹等の被害についても指導する。 第3編 風水害等編 第2章 風水害等予防計画 第1節 災害に強いまちづくり

3. 火災に強い市街地

震災編・第2章・第1節「3. 震災に強い市街地」に準ずる。(震-2-2参照)

4. ライフライン施設

震災編・第2章・第1節「4. ライフライン施設」に準ずる。(震-2-3参照)

第2節 市の災害活動体制の整備

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 事前の体制づくりと備蓄	危機管理課、各課
2. 職員初動マニュアルの整備	危機管理課
3. 各課配備体制の更新と報告	各課
4. 広域防災体制の連携強化	危機管理課
5. 防災活動拠点の自立性構築	危機管理課、総務課、公共施設マネジメント課、教育 総務課、関係各課
6. 業務継続体制の確保	総務課、各課

初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、災害時に災害応急対策を迅速 かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。

また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、 迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施 する事業等について定める。

1. 事前の体制づくりと備蓄

震災編・第2章・第2節「1. 事前の体制づくりと備蓄」に準ずる。(震-2-6参照)

2. 職員初動マニュアルの整備

震災編・第2章・第2節「2. 職員初動マニュアルの整備」に準ずる。 (震-2-6参照)

3. 各課配備体制の更新と報告

震災編・第2章・第2節「3. 各課配備体制の更新と報告」に準ずる。(震-2-7参照)

4. 広域防災体制の連携強化

震災編・第2章・第2節「4. 広域防災体制の連携強化」に準ずる。(震-2-7参照)

5. 防災活動拠点の自立性構築

震災編・第2章・第2節「5. 防災活動拠点の自立性構築」に準ずる。(震-2-7参照)

6. 業務継続体制の確保

震災編・第2章・第2節「6.業務継続体制の確保」に準ずる。(震-2-8参照)

第3節 情報体制の整備

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関		
1. 情報の収集・連絡体制	危機管理課、各課、関係機関		
2. 通信設備の点検と予防措置	危機管理課、関係機関		
3. 通信設備の整備	危機管理課、総務課、消防組合、県、電気通信事業者		

有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握し必要な対策を 行うため、情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の整備及びその保守等について必要な 事項を定める。

1. 情報の収集・連絡体制

震災編・第2章・第3節「1.情報の収集・連絡体制」に準ずる。 (震-2-9参照)

2. 通信設備の点検と予防措置

震災編・第2章・第3節「2. 通信設備の点検と予防措置」に準ずる。 (震-2-9参照)

3. 通信設備の整備

震災編・第2章・第3節「3. 通信設備の整備」に準ずる。 (震-2-9参照)

第4節 救助・救急・医療体制の整備

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関			
1. 医療救護体制の整備	健康課、消防組合、医療機関			
2. 救助・救急知識の普及	総務課、消防組合			
3. 傷病者搬送体制の整備	健康課、消防組合、医療機関			

災害時における負傷者等の救出及び救護・医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう、 災害医療体制の整備について必要な事項を定める。医療救護は原則として市が実施する が、市単独で処理不可能な場合は近隣市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得 て実施する。災害救助法が適用された場合は県知事が主体となって対応する。

1. 医療救護体制の整備

震災編・第2章・第4節「1. 医療救護体制の整備」に準ずる。 (震-2-11参照)

2. 救助・救急知識の普及

震災編・第2章・第4節「2. 救助・救急知識の普及」に準ずる。 (震-2-11参照)

3. 傷病者搬送体制の整備

震災編・第2章・第4節「3. 傷病者搬送体制の整備」に準ずる。 (震-2-12参照)

第5節 火災の予防

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 出火の防止	消防組合、消防団、危機管理課
2. 初期消火	消防組合、消防団、危機管理課
3. 消防力の強化	消防組合、消防団、危機管理課

印西地区消防組合消防計画に基づいて初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災 予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。

1. 出火防止

震災編・第2章・第5節「1. 出火防止」に準ずる。 (震-2-13参照)

2. 初期消火

震災編・第2章・第5節「2. 初期消火」に準ずる。 (震-2-14参照)

3. 消防力の強化

震災編・第2章・第5節「3.消防力の強化」に準ずる。 (震-2-14参照)

第6節 水害の予防

≪計画の体系・担当≫

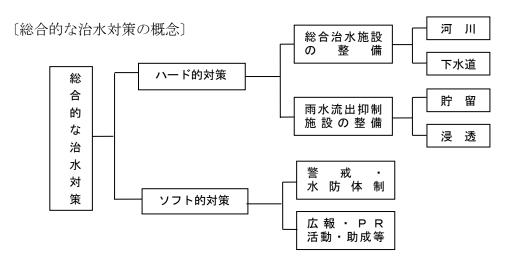
対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 河水統制または河川改修	道路課、上下水道課、印旛土木事務所
2. 河川・下水道の整備	道路課、上下水道課、印旛土木事務所
3. 気象情報、河川水位等の把握	危機管理課、道路課
4. 浸水想定区域の周知等	危機管理課、河川管理者
5. 農作物等の水害予防対策	産業振興課、西印旛農業協同組合

近年、市街地及び周辺の低地に住宅等が建設され、これまでの遊水機能を有していた田畑等が徐々に少なくなり、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。

そのため、これらの危険箇所の実態を調査し、河川の氾濫、低地の浸水等に対する予防対策(総合的な水害対策)を講じる。

1. 河水統制または河川改修

治水水準の向上のためには、河川改修及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における時間雨量50mm程度の降雨に対する雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。



2. 河川・下水道の整備

本市域においては、流域の都市化の進展に伴い、徐々に中小河川の浸水発生の危険性が大きくなっていくと考えられることから、今後一層の河川・下水道の総合治水施設の整備を推進する必要がある。また必要に応じ、河川管理者等に対し、防災調整池の設置や河川改修などの対策検討を要請する。

また日頃より住民に対し、浸水等水害の危険性を事前に把握し、人的被害等を軽減するための情報源として「ハザードマップ」等を活用し、水害危険区域や避難所等の広報・周知に努める。

3. 気象情報、河川水位等の把握

気象観測については、銚子地方気象台の発表を的確に把握するとともに、河川の水位状況 についても国土交通省、県等からも情報を収集し、水害が予想されるときは事前の準備を図 る。

4. 浸水想定区域の周知等

住民に水害の危険性を正しく認識してもらうために、ハザードマップの配布やホームページ等により、浸水想定区域や避難所等の周知に努める。

また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画に定め、その施設については警報等の伝達方法等を本計画に定める。さらに、当該要配慮者利用施設については、水防法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等を施設管理者等に指導する。

5. 農作物等の水害予防対策

農作物の水害予防対策については、土地基盤整備事業等を通じて施設の充実および洪水の調整に努めるほか、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、事前・事後の対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

第7節 土砂災害の予防

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 土砂災害警戒区域等	危機管理課、建築宅地課
2. 急傾斜地崩壊危険区域等	危機管理課、道路課
3. 防災知識の普及、啓発	危機管理課

台風や集中豪雨などによる土砂災害から住民等の生命、身体、財産を守るため、土砂 災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

1. 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条及び第8条の規定により、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」と、建物の損壊等により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」は、土砂災害基本法に基づき、県が指定するものである。本市においては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域28箇所(急傾斜地の崩壊)が指定されている。(令和2年3月現在)

市は、上記区域において、災害情報の伝達や避難を迅速に行い、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立を図るとともに、特定開発行為に対する許可、建築物の構造規制等の対策を行う。

〈土砂災害警戒区域の指定基準〉

急傾斜地の崩壊

- (ア) 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- (4) 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- (ウ) 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50メートルを超える場合は50メートル) 以内の区域

(2) 危険箇所の点検・対策

本市においては、土砂災害警戒区域等について、県及び関係機関の協力を得ながら、梅雨・台風等の災害発生の危険性が高い時期を中心に定期的に危険度を把握するための調査・点検を実施し、適切な規制、対策等を講じる。

(3) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する 事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。

土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。

土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた 警戒避難体制の整備に努める。

- (4) 土砂災害警戒区域等におけるソフト対策
 - (ア) 災害情報の伝達や警戒避難体制の整備を図る。
 - (イ) 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して構造が安全であるかどうかの確認 を行う。

第3編 風水害等編 第2章 風水害等予防計画 第7節 土砂災害の予防

- (ウ) 住宅や要配慮者利用施設の開発行為は、基準に従ったものに限り許可する。
- (エ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。

2. 急傾斜地崩壊危険区域等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県と協議の上、地域住民の協力を得ながら、引き続き「急傾斜地崩壊危険区域」として、県が指定手続きを行う。本市においては、急傾斜地崩壊危険区域が1箇所指定されている。(令和2年3月現在)

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5メートル以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、 又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれの あるもの。

3. 防災知識の普及、啓発

土砂災害のおそれのある箇所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報誌への掲載、パンフレットの配布等により、周辺住民等に対する周知徹底を図る。また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用等についても、併せて周知するものとする。

第8節 風害の予防

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 竜巻等に関する知識の普及	危機管理課
2. 農作物等の風害・ひょう害防止対策	産業振興課、西印旛農業協同組合
3. 施設等の風害防止対策	危機管理課、施設管理者

台風や竜巻、局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。これらの被害を未然に防止又は軽減し、被害の拡大を最小限に防止するものとする。

1. 竜巻等に関する知識の普及

市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して 普及啓発を図る。

(1) 気象情報等の確認

平時から、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、テレビ、ラジオ等により確認することを心掛けること。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる。カーテンを引く。
- (イ) 雨戸、シャッターを閉める。
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。
- ウ 発生時に屋外にいる場合
 - (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
 - (4) 橋や陸橋の下に行かない。
 - (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は、頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
 - (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

2. 農作物等の風害・ひょう害防止対策

農作物等の風害防止については、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、台風、冬季の季節風、その他局地的な強風等それぞれの種別に対応した対策を指導し、被害の軽減を図る。

また、白井市では、気象環境の関係で降雹が多く発生し、市特産の梨に被害が出ているた

第3編 風水害等編 第2章 風水害等予防計画 第8節 風害の予防

め、降雹、強風、害虫、鳥害を防ぐことのできる多目的防災網の設置を推進する。

3. 施設等の風害防止対策

- (1) 送電施設、通信施設等の風害対策 東京電力等の施設管理者と、非常時の連絡体制や防災体制についての連携を確立してお く。
- (2) 看板類の風害対策

市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、住民等からの危険情報を入手する方法について検討する。

第9節 雪害の予防

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 道路雪害防止対策	道路課、印旛土木事務所、千葉国道事務所
2. 気象(積雪等)の観測	危機管理課、道路課、道路管理者
3. 農作物等の雪害防止対策	産業振興課、農業協同組合

積雪による冬季の交通障害を除去し、安全な交通の確保を図る。また、積雪が原因の 農作物への必要に応じた防止策をあらかじめ計画するものとする。

1. 道路雪害防止対策

- (1) 除雪区分及び除雪路線
 - ア 国土交通省・県

国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を 行う。

イ 市道

市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。

ウ 歩道部及び歩道橋

歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。

(2) 除雪作業

市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。

また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。

(3) 防災知識の普及

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪が予想されるとき、人命を最優先とするためには、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に避けるための計画的・予防的な通行規制が必要であること、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、住民等への周知に努める。

2. 気象(積雪等)の観測

気象観測については、銚子地方気象台の発表を的確に把握するとともに、積雪の予警報状況についても国土交通省等から情報を収集し、被害が予想されるときは事前の準備を行う。

3. 農作物等の雪害防止対策

農作物等の雪害防止については、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、事前・事後の対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

第10節 要配慮者の安全確保

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難行動要支援者	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健 康課、市民活動支援課、企画政策課、危機管理課、市社会福 祉協議会
2. 社会福祉施設等	社会福祉課、高齢者福祉課、保育課、各施設管理者
3. 外国人等	危機管理課、企画政策課

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、 災害時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、 必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支 援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」(県) 等に基づいて整備に努める。

1. 避難行動要支援者

震災編・第2章・第6節「1. 避難行動要支援者」に準ずる。 (震-2-16参照)

2. 社会福祉施設等

震災編・第2章・第6節「2. 社会福祉施設等」に準ずる。 (震-2-19参照)

3. 外国人等

震災編・第2章・第6節「3. 外国人等」に準ずる。 (震-2-20参照)

第11節 緊急輸送体制の整備

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 緊急輸送道路の確保	危機管理課、道路課、道路管理者、警察署
2. 物資集積拠点の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
3. 輸送体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
4. 緊急通行車両	危機管理課、公共施設マネジメント課、警察署

災害時に救助・救急・医療活動や緊急物資の輸送等を迅速に実施し、被害の発生と拡大の防止を図るための輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。

1. 緊急輸送道路の確保

震災編・第2章・第7節「1. 緊急輸送道路の確保」に準ずる。 (震-2-21参照)

2. 物資集積拠点の整備

震災編・第2章・第7節「2. 物資集積拠点の整備」に準ずる。 (震-2-21参照)

3. 輸送体制の整備

震災編・第2章・第7節「3. 輸送体制の整備」に準ずる。 (震-2-22参照)

4. 緊急通行車両

震災編・第2章・第7節「4. 緊急通行車両」に準ずる。 (震-2-22参照)

第12節 避難収容体制の整備

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難体制の整備	危機管理課、道路課、学校政策課
2. 指定緊急避難場所・指定 避難所の指定	危機管理課
3. 指定避難所等の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課、関係 各課
4. 家庭動物対策	危機管理課、環境課
5. 避難所の開設・運営	危機管理課、総務課、教育総務課、生涯学習課、市民活動 支援課、施設管理者
6. 応急仮設住宅の用地確保	建築宅地課

大規模災害に備え、住民の安全確保を図るための避難路や指定緊急避難場所・指定避難所の確保とともに、自宅での生活が困難となった被災者に対し、迅速な救援救護を図るための避難施設の確保や応急仮設住宅等について必要な事項を定める。なお避難所の運営方針等については県の「災害時における避難所運営の手引き」に準拠する。

1. 避難体制の整備

震災編・第2章・第8節「1. 避難体制の整備」に準ずる。 (震-2-23参照)

2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

震災編・第2章・第8節「2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定」に準ずる。(震-2-24 参照)

3. 指定避難所等の整備

震災編・第2章・第8節「3. 指定避難所等の整備」に準ずる。 (震-2-25参照)

4. 家庭動物対策

震災編・第2章・第8節「4. 家庭動物対策」に準ずる。 (震-2-26参照)

5. 避難所の開設・運営

震災編・第2章・第8節「5. 避難所の開設・運営」に準ずる。 (震-2-26参照)

6. 応急仮設住宅の用地確保

震災編・第2章・第8節「6. 応急仮設住宅の用地確保」に準ずる。 (震-2-26参照)

第13節 給水体制の整備

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 備蓄・調達体制の整備	危機管理課、上下水道課
2. 非常用水源の保全・確保計画	危機管理課、上下水道課

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、 平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。 なお、本市の上下水道は市外の施設と密接に連携しており、市内の施設に被害がなく とも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があるこ とに留意して対策を進める。

1. 備蓄・調達体制の整備

震災編・第2章・第9節「1. 備蓄・調達体制の整備」に準ずる。 (震-2-28参照)

2. 非常用水源の保全・確保計画

震災編・第2章・第9節「2. 非常用水源の保全・確保計画」に準ずる。 (震-2-29参照)

第14節 備蓄体制の整備

≪計画の体系・担当≫

担当部署および関係部・機関
危機管理課、産業振興課
危機管理課、産業振興課
危機管理課、公共施設マネジメント課
危機管理課、公共施設マネジメント課、施設管理者

災害時の食料や生活必需品の調達・供給にし、供給体制や備蓄等についてあらかじめ 整備が必要な事項を定める。また良好な保管場所を確保し、スムーズな供給体制の確立 を目指す。

1. 備蓄・調達体制の整備

震災編・第2章・第10節「1. 備蓄・調達体制の整備」に準ずる。 (震-2-30参照)

2. 供給体制の整備

震災編・第2章・第10節「2. 供給体制の整備」に準ずる。 (震-2-31参照)

3. 燃料等の確保体制の整備

震災編・第2章・第10節「3.燃料等の確保体制の整備」に準ずる。 (震-2-31参照)

4. 備蓄場所の整備

震災編・第2章・第10節「4. 備蓄場所の整備」に準ずる。 (震-2-31参照)

第15節 防災意識の向上と知識の普及

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 市職員に対して	危機管理課、総務課
2. 住民に対して	危機管理課、建築宅地課、消防組合、関係機関
3. 児童・生徒等に対して	教育委員会
4. 避難行動要支援者に対して	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、危機管理課、消 防組合、関係機関
5. 施設管理者に対して	消防組合、関係機関
6. 応急手当方法の指導・普及	総務課、消防組合、関係機関

関係防災機関及び住民との協力体制の確立など総合的な災害対策を推進するため、職員、住民、事業所等に対する防災意識の向上を図るとともに各種防災教育を行い、災害対応力向上を図る。

1. 市職員に対して

震災編・第2章・第11節「1. 市職員に対して」に準ずる。 (震-2-32参照)

2. 住民に対して

震災編・第2章・第11節「2.住民に対して」に準ずる。(震-2-32参照)なお、風水害については次の事項を追加する。

(1) 普及知識等の内容

ア 災害への備え

- ・強風暴風に対する家屋の保全方法 (雨戸等の戸締り、ガラスの補強等)
- ・浸水への備え(土嚢等の設置による浸水防止対策)
- イ 災害時の心得
 - ・防災気象情報、5段階の警戒レベル及び避難指示等との関係性や意味、それぞれの段階で取るべき避難行動
 - ・ハザードマップ等により災害危険箇所の周知に努める。

3. 児童・生徒等に対して

震災編・第2章・第11節「3. 児童・生徒等に対して」に準ずる。 (震-2-33参照)

4. 避難行動要支援者に対して

震災編・第2章・第11節「4. 避難行動要支援者に対して」に準ずる。 (震-2-34参照)

5. 施設管理者に対して

震災編・第2章・第11節「5. 施設管理者に対して」に準ずる。(震-2-34参照)

6. 応急手当方法の指導・普及

震災編・第2章・第11節「6. 応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地震発生にともない」を「災害時には」に読み替えるものとする。(震-2-34参照)

第16節 防災訓練の実施

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 防災訓練の種別	危機管理課、消防団、消防組合、関係機関、事業所
2. 訓練の実施と事後評価	危機管理課、消防組合、関係機関

市及び関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

1. 防災訓練の種別

震災編・第2章・第12節「1. 防災訓練の種別」に準ずる。(震-2-36参照)

なお、利根川の氾濫等の非常事態に対処するため、印旛利根川水防事務組合構成市町村である 当市水防団は、印旛地区水防管理団体連合会主催の水防訓練に参加し、水防活動の実践能力の向 上に努める。

2. 訓練の実施と事後評価

震災編・第2章・第12節「2. 訓練の実施と事後評価」に準ずる。 (震-2-37参照)

第17節 住民の防災対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 日常の役割	住民
2. 風水害時の心構え	住民

住民は「自分の身は自分で守る意識」と「自分達の地域は自分達で守る意識」に立ち、 日頃から防災知識を身に付け、災害時には適切な行動をとり身の安全を確保するととも に、地域における防災活動を積極的に行い被害の軽減に努める。

1. 日常の役割

震災編・第2章・第13節「1. 日常の役割」に準ずる。(震-2-38参照)

2. 風水害時の心構え

風水害の発生が予想されるときは、落ち着いて行動し、日頃身に付けた知識や技能を生かして家族や自らの安全を確保するとともに、地域住民の安全を図るための活動を行うよう努める。

- (1) 風水害が予想される場合の行動
 - ア 天気予報等の気象情報に注意する
 - イ 降雨量が多い場合は、崖崩れの危険や浸水を考慮する
 - ウ 浸水が予想される場合は、荷物等を高所に移動しておく
 - エ 飲料水、食料などを確保しておく
 - オ 避難する準備をしておく
 - カ 浸水時における地下施設の弱点を理解し、行動する
 - キ 最悪の場合を想定して、身の安全を第一に優先させて行動する
- (2) 災害時の行動
 - ア 家族の安否確認
 - イ 子供などは、はぐれないようにお互いの体をロープで結ぶ
 - ウ 隣近所への声かけと安全の確認
 - エ 地域住民が力を合わせた救出活動の実施、けが人の応急手当てや救護所への搬送
- (3) 避難行動
 - ア 家族、隣近所の人とまとまった避難
 - イ 傷病者や避難行動要支援者などと一緒に避難
 - ウ 強風時は落下物や看板等に注意する
 - エ 洪水等の場合、歩ける深さなどを考慮する
- (4) 避難所での行動
 - ア 乳幼児や高齢者などの避難行動要支援者に思いやり、秩序ある避難所とする
 - イ 避難所の運営に積極的に参加、協力する
 - ウ 避難所のルールに従い、円滑な避難所運営に協力する

第18節 自主防災活動の推進

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 地域住民	危機管理課、消防組合
2. 事業所等	産業振興課、消防組合

災害時においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。

1. 地域住民

震災編・第2章・第14節「1. 地域住民」に準ずる。(震-2-40参照)

2. 事業所等

震災編・第2章・第14節「2. 事務所等」に順ずる。(震-2-41参照)

第19節 ボランティアの環境整備

≪計画の体系・担当≫

担当部署および関係部・機関
社会福祉課、社会福祉協議会、関係機関
社会福祉課、市社会福祉協議会
社会福祉課、市社会福祉協議会
社会福祉課、市社会福祉協議会

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れができるよう、平常時からの環境整備について定める。

1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

震災編・第2章・第15節「1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ」に準ずる。 (震-2-42参照)

2. ボランティア団体の連携

震災編・第2章・第15節「2. ボランティア団体の連携」に準じ、「震災発生時」を「災害時」に読み替えるものとする。(震-2-42参照)

3. ボランティアの養成

震災編・第2章・第15節「3. ボランティアの養成」に準ずる。 (震-2-42参照)

4. ボランティアセンターとの連携

震災編・第2章・第15節「4. ボランティアセンターとの連携」に準ずる。(震-2-42 参照)

第20節 帰宅困難者対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 一斉帰宅の抑制	危機管理課、関係機関
2. 帰宅困難者の安全確保対策	危機管理課、関係機関
3. 帰宅支援対策	危機管理課、関係機関

大規模な災害が発生し、鉄道等の公共交通機関の運行に支障をきたした場合、通学・通 動などの滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される ため、帰宅困難者の発生抑制及び徒歩帰宅支援等について定める。

1. 一斉帰宅の抑制

震災編・第2章・第16節「1. 一斉帰宅の抑制」に準ずる。 (震-2-43参照)

2. 帰宅困難者の安全確保対策

震災編・第2章・第16節「2. 帰宅困難者の安全確保対策」に準ずる。 (震-2-43参照)

3. 帰宅支援対策

震災編・第2章・第16節「3. 帰宅支援対策」に準ずる。 (震-2-43参照)

第21節 災害復旧・復興への備え

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 各種データの整備保全	総務課、市民課、課税課、収税課、上下水道課、道路課、 各課
2. 復旧工事の連絡体制	上下水道課、道路課
3. 復興マニュアルの整備	企画政策課

災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、あらかじめ各種データの整備保全、災害復旧・復興体制の整備について必要な事項を定める。

1. 各種データの整備保全

震災編・第2章・第17節「1. 各種データの整備保全」に準ずる。 (震-2-45参照)

2. 復旧工事の連絡体制

震災編・第2章・第17節「2. 復旧工事の連絡体制」に準ずる。(震-2-45参照)

3. 復興マニュアルの整備

震災編・第2章・第17節「3.復興マニュアルの整備」に準ずる。 (震-2-45参照)

第3編 風水害等編第3章 風水害等応急対策計画

(参考1) 白井市役所の風水害時の配備基準

1	- 1		別の風水音時の配傭屋	i .	1
	.備 :別	配 備 基 準 ※以下に示す状況等で市長が判断	本部及び組織	予め各課で定 めた配備要員	活動内容等
災害対策本部設置	注意配備	 ○市域に次の気象警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報 ○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 ○市域に気象警報が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれるとき(確率70%以上) ○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 	防災対策検討会議(15課) ・危機課 ・総務地理 ・公業にでする。 ・企業にでする。 ・企業にできません。 ・企業にでは、 ・変にできません。 ・変にできまなできまなできまなできまなできまなできまなできまなできまなできまなできまな	防災機計 (対策域 15 (表議の (表議の (表述) (表述) (表述) (表述) (表述) (表述) (表述) (表述)	1) 情報収集・連絡 活動な料 (活動が制 (2) 防災対策の開催 (3) 巡動等の体制 (3) 巡動等の体制 (4) 避難所の開設 (4) 避難所の開設 (4) 避難所の開設 (5) 高齢者等避難の 発令
置前	警戒配備	 ○注意配備を強化する必要があると総務部長が認めたとき。 ○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき。 ○本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき ○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、総務部長が必要と認めたとき。 ○その他、災害の発生が予想され、総務部長が必要と認めたとき。 	災害警戒本部(22課) 注意配備に加え ・秘書課 ・財政課 ・市民課 ・環境課 ・学校政策課 ・建築宅地課 ・議会事務局	警戒本部構成 22課の1/3~ 1/2程度 必要に応じて 他職員は自宅 待機	 災害警戒本部の設置 避難所の開設・増設 避難指示の発令
災害対	第 1 配備	○災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合○市域に特別警報が発表されたとき○以下のいずれかに該当し、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。・特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき・大規模な停電、断水などが発生し、回復に長期間を要すると見込まれるとき	災害対策本部設置 (全課)	全職員の 4割程度	 応急対策活動が 円滑に行いうる 体制とする。 避難所の増設 緊急安全確保の 発令
対策本部設置後	第 2 配備	○災害救助法の適用基準に達する被害が発生し本部長が必要と認めたとき。○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認めたとき。・市内広範囲にわたる災害が発生・局地的災害であっても被害が甚大・大規模の災害発生が免れないと予想		全職員の 7割程度	1) 第1配備体制を 強化し、対処す る体制とする。 2) 第3配備体制へ の移行準備 3) 各関係機関への 応援要請
	第 3 配備	○第2配備体制では、対処できないとき。 ○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認 めたとき。 ・市内広範囲にわたる災害が発生 ・局地的災害であっても被害が甚大 ・大規模の災害発生が免れないと予想		全職員で対応	 市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする。 各関係機関への応援要請

- *配備要員は、年度当初に各課等において定め、総務部長に報告する。 *市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。 *災害救助法適用の目安は全壊住家80世帯以上。半壊住家(換算)160世帯、床上浸水(換算)240世帯

(参考2) 大型台風接近時のタイムライン

	気象台·河川管理者等	多与 2 警戒) 人望百風接近時のタイ		住民·事業者・
時間	(気象情報・警報等)	言が	白井市	関係機関・団体	自治会•自主防
	○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)	_	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確 認
	○早期注意情報	L 1	○気象情報、雨量・水 位等の情報収集○休校等の検討	○鉄道等の運休計画 の検討	○避難行動の確認○臨時休業の検討
1日前	○大雨・洪水注意報	L 2	【注意配備】 ○防災対策検討会議の 開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難所開設等の準備	○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決 定、広報 ○水防活動、通行規 制の準備	
	○暴風域に入ること が確実 ○大雨・洪水警報 (特別警報に至る可 能性あり) ○手賀沼で水防団待 機水位到達	L 3	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強 風等への注意喚起	○アンダーパス等の 通行の注意喚起○水防活動の開始	○警報、鉄道等の運休の確認○外出等の自粛
3h前	○手賀沼で氾濫注意 水位到達 ○洪水警報の危険度 分布(下手賀川、 神崎川)が「警 戒」	\rightarrow	○高齢者等避難の発 令、広報 ○避難所の開設	○冠水、がけ崩れ等 危険箇所の巡視、 通行規制	○要配慮者が避難開始○避難行動要支援者の支援開始
	○市長に避難指示等を助言	\rightarrow	【第1配備】 ○災害対策本部の設置	○冠水等の発生箇所 の通行規制	
2h前	○土砂災害警戒情報 ○手賀沼で氾濫危険 水位到達 ○洪水警報の危険度 分布(下手賀川、 神崎川)が「危 険」	L 4	○避難指示の発令、広報 報 ○自衛隊への情報提供 (発災のおそれがある旨の伝達及び救援 ニーズの共有)	○避難者の誘導 ○水防活動等従事者 の危険区域からの 退避 ○災害への対処・救 援ニーズ等への準 備の推進	○住民が避難開始始
Oh	○大雨特別警報 ○洪水警報の危険度 分布(下手賀川、 神崎川)が「災害 切迫」	L 5	○緊急安全確保の発 令、広報		○避難遅延者が 緊急に安全を 確保
(発災) 1日後	○氾濫発生○土砂災害発生○警報の解除	\rightarrow	○被害状況の把握 ○自衛隊災害派遣要請 の依頼 ○協定団体等に応援協 力を要請 ○罹災証明等の準備	○逃げ遅れた住民の 救助、行方不明者 の捜索○排水作業の準備○市への応援協力の 開始	○住宅被災者が 避難生活
2日			○被災者への各種救援 措置○応援団体等の受入○被害家屋調査の開	○排水作業の開始○ボランティアセ	○被災者の住宅・生活の復
以後~	数の災害では 五国の出	·	始	ンターの開設	日

⁽注)実際の災害では、台風の状況、降雨の状況、氾濫の発生箇所等によって時間軸が変化する。

(参考3) 利根川の洪水を対象としたタイムライン

	(参考3) 利根川の洪水を対象としたタイムフイン 				
時間 	気象∙水象情報 	三 ルレベル	白井市 	関係機関・団体	自治会·自主防
	○上流域に大雨			○水門・排水機場等の点検	
18h前	○水防団待機水位到 達		○体制の確認等		
12h前	○氾濫注意水位到達 (氾濫注意情報)	L 1	○連絡要員の配置		
7h前	○避難判断水位到達 (氾濫警戒情報)	\downarrow			
	○氾濫危険水位到達 (氾濫危険情報) ・漏水・浸食情報の 提供	L 2	【注意配備】 ○避難所の開設準備		
1h前 Oh	○氾濫開始相当水位到達	L 3	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○高齢者等避難の発 令、広報 ○避難所の開設		○要配慮者等が 避難開始 ○避難行動要支 援者の支援開 始
(発災)	○印西市側で氾濫 (氾濫発生情報)・災害救助法適用基準に達する被害のおそれ○市長に避難指示等の助言	L 4	【第1配備】 ○災害対策本部設置 ○避難指示の発令、広 報 ○避難所の増設 ○自衛隊への情報提供 (発災のおそれがある 旨の伝達及び救援ニー ズの共有)	○避難者の誘導 ○上空からの迅速 な被害状況把握 ○災害への対処・救 援ニーズ等への準 備の推進	○住民が避難開 始
4h後	○市域に洪水が到達	L 5	○緊急安全確保の発令		○避難遅延者が 屋内等で安全 確保
6h後 1日後	○住宅地が浸水・災害救助法適用基準に達する被害	\downarrow	【第2・第3配備】 ○被害状況の把握 ○自衛隊災害派遣要請 の依頼 ○協定団体等に応援協 力を要請 ○罹災証明等の準備 ○被災者への各種救援 措置	○逃げ遅れた住民 の救助、行方不明 者の捜索 ○排水作業の準備 ○市への応援協力 の開始	○住宅被災者が 避難生活
2日 以後~		_	○応援団体等の受入 ○被害家屋調査の開始	ンターの開設	○被災者の住 宅・生活の復 旧

(注)実際の災害では、台風の状況、降雨の状況、氾濫の発生箇所等によって時間軸が変化する。

第1節 市の活動体制の確立

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 市災害対策本部設置前の体制	各班
2. 市災害対策本部の設置	各班、各防災関係機関
3. 市職員の動員配備	各班

災害が発生、または発生するおそれがある場合、職員の配備計画(年度当初作成)に基づき職員の非常召集をはじめ迅速に応急対策活動を開始する。

1. 市災害対策本部設置前の体制 <注意配備、警戒配備体制>

災害対策本部の設置までの間、必要に応じて防災対策検討会議を開催し、状況に応じて注意配備又は警戒配備体制をとり、さらに体制強化が必要なときは災害警戒本部を設置し、情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。

なお、市職員は常に気象状況その他災害情報に注意し、災害発生のおそれを察知したとき、 又は災害が発生したときに、直ちに対応できるよう準備を徹底する。

(1) 防災対策検討会議の設置

危機管理課長は、気象情報の収集・伝達及び災害対策等の検討が必要と認めたとき、又は関係課長から要請があったときに開催し、協議事項の内容を含めて総務部長を通じて市長に報告する。

12 1 . 1/1 1 1 febr	
防災対策	①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、④市民活動支援課長、
検討会議	⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、⑧上下水道課長、
構成員	⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、⑪生涯学習課長、
(15課)	⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、⑮保育課長
	ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること
主な協議	イ 災害対策及び配備体制に関すること
	ウ 避難指示等の発令及び避難所の開設の準備に関すること
事項	エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること
	オ 関係機関との連絡調整に関すること

(2) 注意·警戒配備

市長又は総務部長は、銚子地方気象台が発表する白井市域(県北西部または近隣市)の 大雨等の注意報や警報の情報等により、注意配備又は警戒配備体制をとる。なお、注意配 備は、警戒配備前の準備段階として、気象などの情報収集や配備等を中心に行う。注意・ 警戒配備の基準は、次のとおりとする。

書 八日 川 ・	5年は、 が 少ともうとうる。
注意配備	○市域に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪警報の1以上が発表され、災害の発
	生が予想されるとき
	○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が
	必要と認めたとき。
	○市域が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき
	○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき
警戒配備	○注意配備を強化する必要があると総務部長が認めたとき
	○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情
	報が発表されたとき
	○市域に気象警報が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれると
	き (確率70%以上)
	○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、総務部長が必要
	と認めたとき。
	○その他、災害の発生が予想され、総務部長が必要と認めたとき

第3編 風水害等編 第3章 風水害等応急対策計画 第1節 市の活動体制の確立

(3) 災害警戒本部の設置

市長又は総務部長は、警戒配備体制をとり、さらに災害応急対策等を強化する必要があるときは、速やかに災害警戒本部を設置する。

ア 組織構成

災害警戒本部は総務部長を本部長とし、以下の関係課職員で組織する。

災害警戒本部組織構成 (22課)

火古青灰平部組織構成(22 味)			
班名	担当課	主な事務分掌	
総務班 (本部事務局) 7課	①危機管理課 ②総務課 ③財政課 ④公共施設マネジメント課 ⑤産業振興課 ⑥秘書課 ⑦議会事務局	1 職員の動員 2 災害情報の受伝達及び整理 3 被害情報の取りまとめ 4 各部及び関係機関等との連絡調整 5 公共施設の被害状況の調査及び保全 6 住民の避難指示 7 警戒本部の庶務 8 車両の配車 9 災害情報の広報 10 報道機関等との連絡調整	
避難班 6 課	①教育総務課 ②学校政策課 ③生涯学習課 ④市民課 ⑤市民活動支援課 ⑥環境課	1 避難所の開設、運営 2 文教施設との連絡調整(児童、生徒の保護等)	
福祉医療班 5課	①社会福祉課 ②高齢者福祉課 ③障害福祉課 ④保育課 ⑤健康課	1 医療機関、福祉施設との連絡調整 2 避難行動要支援者の支援	
インフラ班 4課	①道路課 ②都市計画課 ③建築宅地課 ④上下水道課	1 被害状況の調査2 応急対策の実施3 現場の警戒	

①の課長が班長となる。

イ 活動内容

- (ア) 各班長は、本部長の指示により、あらかじめ定めた職員を配備に付け、警戒活動及 び災害応急活動を指揮する。
- (4) 配備に付いた職員は、上司の指揮に従い直ちに応急活動等を行う。
- (ウ) 災害対策本部 (第1配備体制) 設置に関する検討と準備を行う。
- (エ) 本部事務局は本庁舎災害対策室に置き、危機管理課長が事務局長の任にあたる。

ウ 資機材等の確保

事務局には、警戒本部が設置されたとき、必要に応じて次の資機材等を速やかに確保する。

- ○警戒本部員会議の円卓、プロジェクター、スクリーン、各班の連絡員席
- ○気象情報掲示板、最新情報の掲示板(ホワイトボード等)
- ○関係機関連絡先一覧表
- ○災害時優先電話、ファックス、防災行政無線等の通信機器
- ○市民からの通報受信電話、記録用紙
- ○事務機器 (PC、コピー機)
- ○災害対策図板(各種被害想定図含む)、住宅地図等
- ○災害処理票・報告・要請・連絡表等の定型様式

エ 夜間、休日等の体制

(ア) 日直者がいる場合

日直者は、災害発生のおそれのある気象状況下、又は関係機関からの通報があったときは、危機管理課内に設置されている千葉県防災行政無線により情報の確認をし、直ちに危機管理課長に連絡をする。なお、危機管理課長は日直者から連絡を受けたときは、市長及び総務部長に連絡して必要な指示を受けるとともに、直ちに登庁し、関係職員に非常登庁を指示する。

(イ) 日直者がいない場合

平日、休日等の区分	時 間	応 対 者	連絡先
平日	21 時~8時30分	まってキッツ・ギュン・米・サ.	
休日等	17 時~8時30分	電話転送委託業者	危機管理課長

日直者不在時に関係機関等から災害発生等に関する情報の電話連絡があったときは、電話転送委託事業者がその連絡内容を危機管理課長に連絡する。

危機管理課長、総務部長は、日直者がいる場合に準じて対応する。

オ 災害警戒本部の廃止基準

本部長(総務部長)は、気象情報・被害情報等の収集の結果、被害の発生の恐れがないか、被害が認められないとき、又は終息したと判断したとき、若しくは災害対策本部が設置された場合は、災害警戒本部を廃止する。

2. 災害対策本部の設置 <第1~3配備体制>

災害対策本部は、白井市災害対策本部条例の定めるところにより組織し、その設置基準については下記(2)によるものとする。

(1) 配備体制

本部長(市長)は、市域で大規模な災害が発生した場合、または、発生が予想される場合、状況に応じ災害対策本部を設置し、救助活動及び被害状況の把握、災害情報の連絡等の応急対策を速やかに遂行するため、第1~3配備のいずれかの体制をとる。

なお、本部長は、災害の種類、規模等により、特定の班(課等)に対してのみ配備の指定をするなど必要に応じて基準と異なる配備体制をとることができるほか、余裕のある班(課)の職員を他班(課)の応援をさせることができる。

また、各部長は、被害の規模等により必要に応じて本部長の了承を得て、独自の配備体制をとることができる。

配備体制 (第1~第3)

第1	○災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合
配備体制	○市域に特別警報が発表されたとき
HE MU 14.163	○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市
	長が必要と認めたとき。
	ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき
	イ 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
	ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれ
	るとき
第 2	○災害救助法の適用基準に達する被害が発生した場合
配備体制	○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めたとき。
	ア 市内広範囲にわたる災害が発生したとき
	イ 局地的災害であっても被害が甚大であるとき
	ウ 大規模の災害発生が免れないと予想されるとき
第3	○第2配備体制では対処できないとき
配備体制	○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、市長が市の全組織を挙げての
	災害対応が必要と認めたとき。
	ア 市内広範囲にわたる災害が発生したとき
	イ 局地的災害であっても被害が甚大であるとき
	ウ 大規模の災害発生が免れないと予想されるとき

第3編 風水害等編 第3章 風水害等応急対策計画 第1節 市の活動体制の確立

(2) 災害対策本部の設置基準

- ○市域に特別警報が発表されたとき
- ○以下のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めたとき。
 - ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき
 - イ 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき
 - エ 市内広範囲にわたる災害が発生したとき
 - オ 局地的災害であっても被害が甚大であるとき
 - カ 大規模の災害発生が免れないと予想されるとき

以下、計画の内容は、震災編・第3章・第1節「2. 市災害対策本部の設置」に準ずる。(震-3-3参照)

3. 市職員の動員・配備

震災編・第3章・第1節「3. 市職員の動員・配備」に準ずる。(震-3-8参照)

第2節 災害救助法の適用

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害救助法の適用	庶務班
2. 帳簿の作成等	財務·管財班、物資·輸送班、避難班、医療班、住宅班、上下水道 班、消防班

災害救助法が適用された場合、対象となる救助費を国、県が担保するため、本部長は、適 用基準以上の被害が生じた場合、又は予測される場合は速やかに知事に状況を報告して災害 救助法の適用を要請するとともに、速やかに救助事務に着手する。

1. 災害救助法の適用

震災編・第3章・「第2節 1. 災害救助法の適用」に準ずる。(震-3-11参照)

2. 帳簿の作成等

震災編・第3章・「第2節 2. 帳簿の作成等」に準ずる。(震-3-12参照)

第3節 情報収集・伝達

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 通信手段の確保	庶務班、各防災関係機関
2. 連絡体制の確立	庶務班、各防災関係機関
3. 気象情報等の収集・伝達	庶務班、各防災関係機関
4. 時系列収集区分	各班、各防災関係機関
5. 県等への被害報告	各班
6. 広報活動	情報班
7. 被災者等への情報伝達	庶務班、情報班、避難班

災害情報の収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市 及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図るため情報収集・連絡・伝達につ いて必要な事項を定める。

1. 通信手段の確保

震災編・第3章・第3節「1. 通信手段の確保」に準ずる。(震-3-14参照)

2. 連絡体制の確立

震災編・第3章・第3節「2. 連絡体制の確立」に準ずる。(震-3-15参照)

3. 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象警報等の伝達

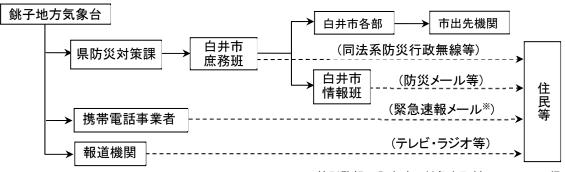
白井市域に風水害に関わる気象警報等が発表された場合、市はメール配信やホームページ掲載等により市民にその旨を伝達する。

また、特別警報が発表された場合は速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

気象警報等の種類

注 意 報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
警 報	大雨(浸水害、土砂災害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨(浸水害、土砂災害)、暴風、暴風雪、大雪
その他	記録的短時間大雨情報

【資料編】気象警報・注意報の発表基準 【資料編】特別警報の発表基準

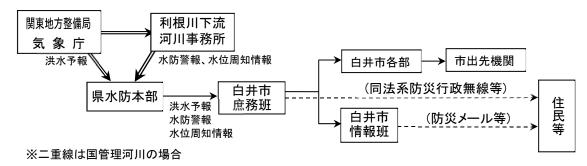


※特別警報の発表時に対象市町村のエリアに配信

気象警報等の伝達系統

(2) 洪水予報等の伝達

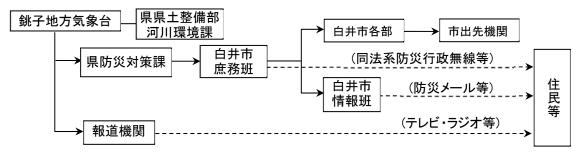
利根川の洪水予報、手賀沼・手賀川の水位周知情報、高崎川の水位周知情報が発表された場合、市は洪水浸水想定区域の住民等にその旨を伝達する。



洪水予報等の伝達系統

(3) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合、市は土砂災害警戒区域の住民等にその旨を伝達する。



土砂災害警戒情報の伝達系統

(4) 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市、警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市に通報する。通報を受けた市は、直ちに次の機関に通報する。

- ア 銚子地方気象台
- イ その災害に関係のある近隣市町村
- ウ 最寄りの県出先機関及び警察署

4. 時系列収集区分

震災編・第3章・第3節「4. 時系列収集区分」に準ずる。(震-3-16参照)

5. 県等への被害報告

震災編・第3章・第3節「5. 県等への被害報告」に準ずる。(震-3-18参照)

6. 広報活動

震災編・第3章・第3節「6. 広報活動」に準ずる。(震-3-20参照)

なお、風水害の警戒段階においては、①気象警報、②災害危険箇所等に関する注意事項、③ 避難の勧告等の情報を必要に応じて適宜拙速にならないよう提供する。

7. 被災者等への情報伝達

震災編・第3章・第3節「7.被災者等への情報伝達」に準ずる。(震-3-23参照)

第4節 応援要請

≪計画の体系・担当≫

担当部署および関係部・機関
受援統括班
受援統括班
受援統括班
受援統括班
各部(受援担当者)
受援統括班、各部 (受援担当者)
庶務班

災害の規模が大きく、市単独では応急対策の実施が困難な場合に、県、他市町村、自 衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

1. 県に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「1. 県に対する応援要請」に準ずる。(震-3-24参照)

2. 指定地方行政機関等に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「2. 指定地方行政機関等に対する応援要請」に準ずる。 (震-3-25参照)

3. 自衛隊に対する災害派遣要請

震災編・第3章・第4節「3. 自衛隊に対する災害派遣要請」に準ずる。(震-3-25参照)

4. 他市町村に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「4. 他市町村に対する応援要請」に準ずる。(震-3-27参照)

5. その他の団体・企業等に対する協力要請

震災編・第3章・第4節「5. その他の団体・企業等に対する協力要請」に準ずる。(震-3-28参照)

6. 応援隊の受入体制

震災編・第3章・第4節「6. 応援隊の受入体制」に準ずる。(震-3-29参照)

7. 受援計画の策定

震災編・第3章・第4節「7. 受援計画の策定」に準ずる。(震-3-30参照)

第5節 自主防災活動

≪計画の体系・担当≫

<u> </u>	
対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 地域の自主防災	自主防災組織
2. 職場の自主防災	自衛消防隊等

出火防止や初期消火、被災者の救出等において、さらには避難生活において住民自身の活動が非常に有効となる。生命と財産を住民自身の手で守るため、各自主防災組織が自主的に行う活動について定める。なお、避難所における自主防災活動については別途本章第13節において詳細を述べる。

1. 地域の自主防災

震災編・第3章・第5節「1. 地域の自主防災」に準ずる。(震-3-31参照)

2. 職場の自主防災

震災編・第3章・第5節「2. 職場の自主防災」に準ずる。(震-3-32参照)

第6節 救助·救急·医療活動

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 救助·救急活動	消防班、住民
2. 医療活動	医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛 健康福祉センター

大規模災害発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、市民の安全確保に万全を期すため、救助・救急及び医療活動について必要な事項を定める。

1. 救助・救急活動

震災編・第3章・第6節「1. 救助・救急活動」に準ずる。(震-3-33参照)

2. 医療活動

震災編・第3章・第6節「2. 医療活動」に準ずる。(震-3-34参照)

第7節 消防活動

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 消防活動の体制	消防班
2. 消防活動の方針	消防班
3. 消防団の活動	消防班

印西地区消防組合策定の消防計画に基づき、市災害対策本部や各関係機関と連携を図りながら、消火・救助を中心とした各種災害に対処する。

1. 消防活動の体制

震災編・第3章・第7節「1.消防活動の体制」に準じる。(震-3-37参照)

2. 消防活動の方針

震災編・第3章・第7節「2. 消防活動の方針」に準じる。(震-3-37参照)

3. 消防団の活動

震災編・第3章・第7節「3.消防団の活動」に準じる。(震-3-38参照)

第8節 危険物等施設の対策

≪計画の体系・担当≫

	THE TAX LET		
対策項目	担当部署および関係部・機関		
1. 事業者の責務と対応	事業者		
2. 印西地区消防組合の対応	消防班		
3. 市の対応	庶務班、情報班、環境班		

風水害等による危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、放射性同位元素等(以下、「危険物等」という。)の火災・爆発・流出等(以下、「二次災害」という。)による被害を最小限に抑えるための応急対策について定める。

1. 事業者の責務と対応

震災編・第3章・第8節「1. 事業者の責務と対応」に準じる。(震-3-39参照)

2. 印西地区消防組合の対応

震災編・第3章・第8節「2. 印西地区消防組合の対応」に準ずる。(震-3-40参照)

3. 市の対応

震災編・第3章・第8節「3. 市の対応」に準ずる。(震-3-40参照)

第9節 水害対策

≪計画の体系・担当≫

<u> </u>		
対策項目	担当部署および関係部・機関	
1. 水害対策活動	土木班、庶務班、消防班	
2. 河川等の巡視·警戒	土木班、庶務班、消防班	
3. 利根川水防対策	土木班、庶務班、消防班	

低地及び道路の冠水、河川の氾濫等に対する迅速かつ適切な水害対策を行うととも に、利根川水防対策を関係市町村と協力して実行する。

1. 水害対策活動

水害が予想されるときは、降雨の状態及び水位の状況を監視し、適宜必要な職員等を配備し、低地及び道路の排水や築堤等を行い浸水の防止にあたる。

水害対策の実施上必要な場合は、消防本部に協力を要請する。

2. 河川等の巡視・警戒

水害の危険が高いと予想される低地及び河川等から優先的かつ定期的に巡視・警戒を随時行ない、本部に状況を連絡するとともに、危険が切迫している区域の住民に対し避難の指示等を行う。

3. 利根川水防対策

利根川の氾濫による災害を防止するため、6市2町(成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市)により構成されている印旛利根川水防事務組合(以下『組合』という。)の水防実施計画書に基づいて水防対策を実施する。

以下に水防計画の抜粋を示す。

(1) 水防区域

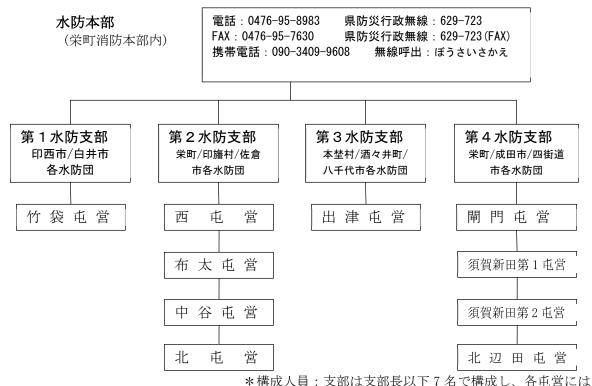
水防区域は、利根川右岸印西市木下地先(旧手賀沼圦樋)から栄町矢口地先(横堤)までの10,941.45mとしている。

その内、白井市水防団が属する第1水防支部の管轄区域は、印西市竹袋旧手賀沼圦樋より同市平岡地先(元将監川締切中央)までの1,484.20mとなっている

(2) 水防組織体制

組合は、組合構成市町村の消防団が水防団となり、水防本部のもと4つの水防支部とその下部組織である10の水防屯営から組織されている。

なお、水防本部は組合(栄町消防本部内)におかれ、水防本部長は栄町長が、副本部長は 印西市長があたっている。



本構成人員: 支部は支部技以下 7名で構成し、各电器には 屯営長以下 10名以上を配置する。

印旛利根川水防事務組合の組織体制

(3) 配備体制

水防配備体制の種類は①注意配備体制②警戒配備体制③非常配備体制の3種に区分され、銚子地方気象台の発表する洪水警報等を参考にし、水防本部長が発令する。

水防委員、水防巡視員の出勤は水防本部長が直接命令し、水防団員の出勤は水防本部長の指令を受けた構成市町村が水防団長を通して命令する体制としている。

ア 注意指令時は、専従職員が対応する。

- イ 警戒指令(川の水位が水防団待機水位(指定水位)に達し、なお上昇の恐れがあってかつ非常指令の発令が予測された時、水防本部長が発する)時は、水防委員、水防団長、水防副団長、本部員、水防巡視員は水防本部に出動、水防団員は自宅で待機し、水防事態に備える。
- ウ 非常指令(川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお引き続き増水の状況を 呈して洪水必至と予断された時、水防本部長が発する)時は、水防団員は出勤配置につ き、水防等の防御に対応する。ただし、出勤人員はその状況により水防本部長が指定す る。

組合構成市町村は、河川増水時の警戒および防御並びに信号等の業務を担当する第1次 出動市町村と、水防資材の調達、供給輸送を任務とする第2次出動市町村に区分されており、白井市は第2次出動市町村として、第1次出動市町村の業務を支援するため、必要に 応じ水防本部長の指令に基づいて出動する。

(4) 水防支部団員の主な任務

組合は、水防委員、水防団長、水防副団長、本部職員、水防支部長、同副支部長、支部 詰水防団員、屯営長、水防巡視員、水防団員で構成されている。

水防支部長以下の職務分担は、次のとおりである。

- ア 水防支部長は、下記の業務を担当する。
 - (ア) 倉庫および収蔵資器材の管理。
 - (イ) 水防資器材その他要品の入出庫の受け渡し。
 - (ウ) 水防中、特殊材料の必要を認めたときは、その品名、数量及び搬出先を明示し、水 防本部長又は水防団長への調達要請。

- (エ) 派遣応援水防団が到着した際の人数調べと本部への報告。
- (オ) 炊き出し実施に関する事務的処理。
- (カ) 巡視員、水防団員の出動簿作成と水防団長への提出。
- (キ) 水防日誌の記録。
- (ク) 水防中の水位記録。
- イ 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
- ウ 支部詰水防団員は、支部長の指揮により本部との連絡及びその他支部長の命により職務に従事する。
- エ 屯営長は、支部長の命を受け水防団員の水防作業の指揮を行う。
- オ 水防巡視員は常に堤防の内外を巡視し、異状の有無を確認し、その異状を発見した場合にはただちにその旨を水防団長、水防支部長、屯営長の何れかに報告する。
- カ 水防団員は屯営に所属し、水防作業に従事する。
- (5) 利根川水防警報等
 - ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき 大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報 も出される。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

	111771	川浜水丁報の種類、標題と慨要
種 類	標題	概 要
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に 達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難 が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 同じく水防法に基づく水防警報が発表されるので、①待機、②準備、③出動、④警戒、 ⑤解除といった警報の種類に応じて、水防活動状況の報告にあたる。

第10節 要配慮者対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 在宅要配慮者の安全確保	福祉班、情報班、避難支援等関係者
2. 要配慮者利用施設における対策	施設管理者、消防団、福祉班
3. 福祉避難所の設置	福祉班、施設管理者
4. 要配慮者の生活確保	福祉班、住宅班

自力避難が困難な状況である避難行動要支援者に対して地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難状況の確認等、震災発生時の避難行動要支援者に対する安全対策について必要な事項を定める。その他、必要な事項については「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき実施する。

1. 在宅要配慮者の安全確保

震災編・第3章・第9節「1. 在宅要配慮者の安全確保」に準ずる。(震-3-41参照) なお、「震災発生直後の安全確保」は「避難指示等発令の安全確保」と読み替え、市が警戒 レベル3以上の避難情報を発したときに、避難支援等関係者は市から提供された避難行動要 支援者名簿に掲載された避難行動要支援者(避難対象地区に限る。)の支援を開始する。

2. 要配慮者利用施設における対策

震災編・第3章・第9節「2. 要配慮利用施設における対策」に準ずる。 (震-3-41参照)

3. 福祉避難所の設置

震災編・第3章・第9節「3. 福祉避難所の設置」に準ずる。(震-3-42参照)

4. 要配慮者の生活の確保

震災編・第3章・第9節「4. 要配慮者の生活の確保」に準ずる。(震-3-43参照)

第11節 緊急輸送活動

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関	
1. 緊急輸送道路の確保	土木班、警察署、道路管理者	
2. 緊急輸送の実施	財務・管財班、関係機関	
3. ヘリコプターによる緊急輸送	庶務班、都市班、消防班	
※実時、動助・動争・消水活動及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等を迅速		

災害時、救助・救急・消火活動及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等を迅速 に行うため、交通規制、緊急輸送等について必要な事項を定める。

1. 緊急輸送道路の確保

震災編・第3章・第10節「1. 緊急輸送道路の確保」に準ずる。(震-3-44参照)

2. 緊急輸送の実施

震災編・第3章・第10節「2. 緊急輸送の実施」に準ずる。(震-3-45参照)

3. ヘリコプターによる緊急輸送

震災編・第3章・第10節「3. ヘリコプターによる緊急輸送」に準ずる。(震-3-46参照)

第12節 障害物の除去

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関	
1. 障害物の情報収集	土木班	
2. 障害物の除去	環境班、土木班、警察署、印旛土木事務所、千葉国道事務所	
被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害により道路等に発生した。		

た砂、倒壊建物等の障害物の除去等に関して必要な事項を定める。

1. 障害物の情報収集

震災編・第3章・第11節「1. 障害物の情報収集」に準ずる。(震-3-48参照)

2. 障害物の除去

震災編・第3章・第11節「2. 障害物処理の除去」に準ずる。(震-3-48参照)

第13節 避難収容活動

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難指示等	庶務班、情報班、県、警察署、関係機関
2. 警戒区域の設定	庶務班、消防班、警察署
3. 収容計画	避難班、環境班、施設管理者
4. 避難所の運営	避難所担当職員、避難班、施設管理者
5. 新型コロナウイルス等感染症対策	庶務班、避難班、医療班
6. 避難所の自治運営体制の整備	庶務班、避難班、施設管理者、自治会・自主防災組織
7. 避難所の共存・閉鎖	避難班

災害から住民の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、住民による自主的な運営を基本とする。

1. 避難指示等

土砂災害や水害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難行動を実現するため、災害時における避難指示等の発令判断基準を5段階の警戒レベルに応じて定める。

なお、発令に当たっては水害と土砂災害及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する 事態を考慮するとともに、気象台、河川管理者及び県からの助言並びに現地確認の報告等を 総合的に勘案して判断するものとする。

5段階の警戒レベルと対応

り校間*グョルマーグ* C A /心					
警戒	災害の 状況	住民が取るべき行動	市の主な対応	気象庁が発表 する情報	指定河川 洪水予報
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構 えを高める	注意喚起	早期注意情報	
2	気象状況悪化	自らの避難行 動を確認	避難行動要支 援者支援の準 備	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報
3	災害のおそれ あり	危険な場所か ら高齢者等は 避難	高齢者等避難 の発令、避難 所の開設	洪水警報 大雨警報	氾濫警戒情報
4	災害のおそれ 高い	危険な場所か ら全員避難	避難指示の発 令	記録的短時間 大雨情報、土 砂災害警戒情 報	氾濫危険情報
5	災害発生又は 切迫	命の危険 直ちに安全確 保!	緊急安全確保 の発令	大雨特別警報	氾濫発生情報

※指定河川洪水予報及び警戒レベル3以上の気象情報は、本表のとおり各警戒レベル相当の情報として発表される。

避難指示等の発令判断基準

市が発令する		
避難情報	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】
【レベル3】	土砂災害	・大雨警報(土砂災害)が発表され、災害の発生が予想される
高齢者等避難	警戒区域	とき
		・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) 危険度分布) が「警戒」
		以上のとき
	洪水浸水	【利根川】
	想定区域	・利根川の水位が氾濫開始相当水位に達したとき
		【手賀川・手賀沼】
		・手賀沼の水位が氾濫注意水位に達し、千葉県北西部の48時
		間雨量が400mm以上と予想されるとき ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「警戒」以上で、
		・供水イイグル(供水青報の危険及分和)が「青成」以上で、 氾濫の発生が予想されるとき
		【神崎川・二重川(高崎川等)】
		・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「警戒」以上で、
		氾濫の発生が予想されるとき
		【河川共通】
		・市内の河川において、軽微な漏水、侵食等が発見されたとき
【レベル4】	土砂災害	・土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難指示	警戒区域	・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) 危険度分布) が「危険」
		以上のとき
		・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流
		の水量の変化等)が発見されたとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等
		・
	洪水浸水	【利根川】
	想定区域	・氾濫発生情報が発表され、市域に氾濫の影響があると予想
	12000000	されるとき
		【手賀川・手賀沼】
		・氾濫危険水位 (特別警戒水位) に達し、千葉県北西部の48時
		間雨量が400㎜以上と予想されるとき
		_
		・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等
		が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
【レベル5】	土砂災害	・大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき
緊急安全確保	警戒区域	・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)危険度分布)が「災害
		切迫」のとき
	ML L N= L	
		- · · · · · ·
	怨疋区璵	
		_
		と予想されるとき
		・氾濫危険水位(特別警戒水位)に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想されるとき ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「危険」以上のとき 【神崎川・二重川(高崎川等)】 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「危険」以上のとき 【河川共通】 ・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき・大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)危険度分布)が「災害切迫」のとき・土砂災害が発生したとき 「河川共通】 ・大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「災害切迫」のとき・土砂災害が発生したとき

市が発令する 避難情報	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】
備考	• 基準水位	観測所は、利根川が押付、手賀川・手賀沼が曙橋とする。

(1) 警戒避難体制

梅雨・台風時に浸水・洪水、土砂災害の発生が予想されるときは、警戒パトロールを 実施し災害発生の徴候について的確に把握するものとする。

(2) 避難指示等

ア 高齢者等避難

避難指示の対象となる住民のうち避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者に対しては、避難指示を発令する前の安全に避難ができる段階等において早めの避難を促すため、また、避難支援等関係者に避難行動要支援者の避難支援を行う段階であることを伝達するため、高齢者等避難を発令する。

イ 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、避難指示を発令する。

ただし、気象状況の急激な悪化により夜間等に立退き避難を指示することがかえって 危険を及ぼすおそれがあるときは、屋内や近傍で安全を確保できる場所に避難をするよ う指示する。

ウ 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、危険区域外への立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示するため、緊急安全確保を発令する。

以下、計画の内容は、震災編・第3章・第12節「1. 避難指示等」に準ずる。(震-3-49参照)

2. 警戒区域の設定

震災編・第3章・第12節「2. 警戒区域の設定」に準ずる。(震-3-51参照)

3. 収容計画

震災編・第3章・第12節「3. 収容計画」に準ずる。(震-3-51参照)

なお、洪水又は土砂災害に対する高齢者等避難の発令時には早期開設避難所(洪水、土砂災害に対応する指定緊急避難場所との兼用)を開設し、避難班の職員を当該避難所に派遣する。 また、台風通過までの短期間の避難については、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難(家庭動物同行避難を含む。)を可とする。

4. 避難所の運営

震災編・第3章・第12節「4. 避難所の運営」に準ずる。(震-3-53参照)

なお、風水害における避難所の運営は、避難班が行う。各班は職員派遣を含めて避難班を支援する。

5. 新型コロナウイルス等感染症対策

震災編・第3章・第12節「5.新型コロナウイルス等感染症対策」に準ずる。(震-3-55参照)

6. 避難所の自治運営体制の整備

震災編・第3章・第12節「5.避難所の自治運営体制の整備」に準ずる。(震-3-56参照)

7. 避難所の共存・閉鎖

震災編・第3章・第12節「7. 避難所の共存・閉鎖」に準ずる。(震-3-57参照)

第14節 給水活動

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関	
1. 水源の確保等	上下水道班、県企業局、住民	
2. 給水活動	上下水道班、物資·輸送班、避難所担当職員、県企業局、印旛 郡市広域市町村圏事務組合	
水の供給が途絶えたり、汚染等により飲用に適する水を得られない場合の活動につい て必要な事項を定める。		

1. 水源の確保等

震災編・第3章・第13節「1. 水源の確保等」に準ずる。(震-3-59参照)

2. 給水活動

震災編・第3章・第13節「2. 給水活動」に準ずる。(震-3-59参照)

第15節 食料·生活必需品対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班
2. 生活必需品の調達・供給	物資・輸送班
3. 広域実施体制	受援統括班、物資・輸送班

災害時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。

1. 食料品等の調達・供給

震災編・第3章・第14節「1. 食料品等の調達・供給」に準ずる。(震-3-61参照)

2. 生活必需品の調達・供給

震災編・第3章・第14節「2. 生活必需品の調達・供給」に準ずる。(震-3-62参照)

3. 広域実施体制

震災編・第3章・第14節「3. 広域実施体制」に準ずる。(震-3-63参照)

第16節 保健衛生活動

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 保健衛生対策	医療班、印旛健康福祉センター
2. 栄養・食生活支援	医療班、印旛健康福祉センター
3. 防疫対策	医療班、環境班、印旛健康福祉センター
4. 飲料水の安全確保	印旛健康福祉センター
5. 家庭動物対策	環境班

被災者の健康保持を図るため、消毒及び感染症患者の早期発見、食中毒防止のための食品衛生監視及び、食事に関する栄養指導等、各種保健衛生措置の実施について定める。

1. 保健衛生対策

震災編・第3章・第15節「1. 保健衛生対策」に準ずる。(震-3-64参照)

2. 栄養・食生活支援

震災編・第3章・第15節「2. 栄養・食生活支援」に準ずる。(震-3-64参照)

3. 防疫対策

震災編・第3章・第15節「3. 防疫対策」に準ずる。(震-3-65参照)

4. 飲料水の安全確保

震災編・第3章・第15節「4. 飲料水の安全確保」に準ずる。(震-3-65参照)

5. 家庭動物対策

震災編・第3章・第15節「5. 家庭動物対策」に準ずる。(震-3-66参照)

第17節 死体の捜索・処置等

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 死体の捜索	避難班、消防班、庶務班、関係機関
2. 死体の処理	避難班、消防班、警察署、医師会、歯科医師会、関係機関
3. 死体の埋火葬	避難班

災害時において、行方不明者の捜索、死体の検視、検案及び身元確認、死体の処置等について必要な事項を定める。なお、災害救助法では、災害発生から3日以内の行方不明者は「被災者の救出」として扱われ、4日以上経過すると「死体の捜索」として扱われる

1. 死体の捜索

震災編・第3章・第16節「1. 死体の捜索」に準ずる。(震-3-67参照)

2. 死体の処理

震災編・第3章・第16節「2. 死体の処理」に準ずる。(震-3-67参照)

3. 死体の埋火葬

震災編・第3章・第16節「3. 死体の埋火葬」に準ずる。(震-3-68参照)

第18節 廃棄物処理対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被害状況の調査・把握	環境班
2. 災害廃棄物の処理	環境班、印西地区環境整備事業組合
3. し尿処理	避難所担当職員、環境班、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合
災害時に大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、 市民生活の再開を図るため、必要な事項を定める。	

1. 被害状況の調査・把握

震災編・第3章・第17節「1.被害状況の調査・把握」に準ずる。(震-3-69参照)

2. 災害廃棄物の処理

震災編・第3章・第17節「2. 災害廃棄物の処理」に準ずる。(震-3-69参照)

3. し尿処理

震災編・第3章・第17節「3. し尿処理」に準ずる。(震-3-70参照)

第19節 ライフライン対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上水道	上下水道班、県企業局
2. 下水道	上下水道班
3. 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4. ガス施設	東京ガスネットワーク (株)、京葉ガス(株)
5. 通信施設	東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
6. 郵政事業	日本郵便(株)

災害活動上及び市民生活の再開に向けて重要なライフラインが、地震により被災した場合における各部・機関が行う応急復旧対策等について定める。

県及び市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の 被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

1. 上水道

震災編・第3章・第18節「1. 上水道」に準ずる。(震-3-72参照)

2. 下水道

震災編・第3章・第18節「2. 下水道」に準ずる。(震-3-72参照)

3. 電力施設

震災編・第3章・第18節「3. 電力施設」に準ずる。(震-3-73参照)

4. ガス施設

震災編・第3章・第18節「4. ガス施設」に準ずる。(震-3-73参照)

5. 通信施設

震災編・第3章・第18節「5. 通信施設」に準ずる。(震-3-74参照)

6. 郵便事業

震災編・第3章・第18節「5. 郵便事業」に準ずる。(震-3-76参照)

第20節 公共土木施設対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 公共土木施設応急対策の体制	土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事 務所
2. 道路及び橋梁応急対策	土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事 務所
3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施 設応急対策	土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所
	-

災害等により公共土木施設(道路、河川、急傾斜地崩壊防止施設等)が被害を受けた場合 の迅速な復旧、及び二次災害防止のための応急対策について定める。

1. 公共土木施設応急対策の体制

震災編・第3章・第19節「1. 公共土木施設応急対策の体制」に準ずる。(震-3-77参照)

2. 道路及び橋梁応急対策

震災編・第3章・第19節「2. 道路及び橋梁応急対策」に準ずる。(震-3-77参照)

3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策

- (1) 河川管理施設
 - ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物の損傷は、破堤等の重大な二次災害につながるおそれがあるため、 点検や調査で異常が確認された場合、応急措置を実施し、河川管理者等へ通報する。

イ 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因除去と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

- ウ 浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施について
 - 浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の水防活動等必要な措置を講じるとともに、危険な場所への立入禁止等の必要な措置を実施する。
- エ 降雨量の監視

降雨量の監視開始時は、大雨注意報が発令された時期又はあらかじめ市長が定めた時期、若しくは命令による時期とするが、警戒体制時には測定間隔を10~30分とし、白井市役所内に県が設置した雨量計などを監視対象とする。

雨量による応急措置基準

	前日までの連続雨量が	前日までの連続雨量が	前日までの連続降雨が
	100mm 以上あった場合	40~99mm あった場合	40mm未満の場合
第1警戒	当日の日雨量が50mm を	当日の日雨量が80mm を	当日の日雨量が100mm を
	超えたとき	こえたとき	超えたとき
第2警戒		当日の日雨量が80mm を 超え、時間雨量が30mm 以 上の降雨のとき	

第1警戒においては、危険区域の警戒巡視を実施する。

第2警戒においては、必要に応じて警告、事前措置を実施するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設応急対策

ア 危険区域に位置する人家集落への通報

第3編 風水害等編 第3章 風水害等応急対策計画 第20節 公共土木施設対策

災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難指示等の手段により安全の確保に努める。

イ 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を 行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整その他、急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整は、県と協議して行う。

(3) 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの 工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実 施する。

第21節 建築物·応急住宅対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 公共建築物の保全	避難班、福祉班、財務・管財班
2. 一般建築物·応急住宅	住宅班
3. 被災宅地危険度判定士の派遣	住宅班
4. 被害家屋認定調査	罹災班、消防班

災害により建築物への被害が生じた場合の、建築物の安全確保及び応急仮設住宅の建 設を始めとする応急対策について定める。

1. 公共建築物の保全

震災編・第3章・第20節「1.公共建築物の保全」に準ずる。(震-3-79参照)

2. 一般建築物·応急住宅

震災編・第3章・第20節「2. 一般建築物・応急住宅」に準ずる。(震-3-79参照)

3. 被災宅地危険度判定士の派遣

震災編・第3章・第20節「3. 被災宅地危険度判定士の派遣」に準ずる。(震-3-80参照)

4. 被害家屋認定調査

震災編・第3章・第20節「5.被害家屋認定調査」に準ずる。(震-3-81参照)

第22節 農業施設対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 農業基盤施設	物資・輸送班
2. 農作物・家畜及び関連施設	物資・輸送班
災害時の農業生産基盤、農作物・家畜及び各生産施設等への応急対策について定める。	

1. 農業基盤施設

- (1) 農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に措置する必要がある場合は、応急工事を実施し、また関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。
- (2) 農地、農業用施設の被害状況に応じ、千葉県や西印旛農業協同組合及び関係機関等と連携し、次の応急対策を実施する。
 - ア 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、又は施設の機能を早急に 回復する必要がある場合の応急工事
 - イ 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の揚排水ポンプによる当該地域の排水
 - ウ 農地等の地すべり又は亀裂等が生じた場合の、シートで覆う等その拡大防止
 - エ 農地等の地すべり等により人家、公共施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合の、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

2. 農作物・家畜及び関連施設

(1) 被害状況の把握

関係農業団体等と連携のうえ農作物・家畜及び生産関連施設(農作物・農業用施設及び 家畜・家畜飼養施設)の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

被害状況により二次災害防止のため、関係農業団体及び農家に対し、農舎・園芸施設・ 畜舎等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及 び逃亡家畜の捕獲・収容等の指導又は指示を行う。

- (3) 応急対策
 - ア 農作物及び農業用施設

県及び関係農業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病害虫発生予防、生産管理技術 等について関係者を指導する。

イ 家畜及び家畜飼養施設

県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

- (ア) 死亡家畜の円滑な処分
- (4) 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- (ウ) 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

第23節 文教対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 応急教育等	避難班、福祉班、施設管理者
2. 社会教育及び社会体育施設	避難班、施設管理者
3. 給食施設	避難班、施設管理者
4. 文化財等	避難班、施設管理者

災害時の文教施設、保育施設等における応急対策について、必要な事項を定める。なお、人的被害が発生した場合の措置については第6節を、施設の安全確認についての措置については第21節を参照のこと。

1. 応急教育等

震災編・第3章・第21節「1. 応急教育等」に準ずる。(震-3-82参照)

2. 社会教育及び社会体育施設

震災編・第3章・第21節「2. 社会教育及び社会体育施設」に準ずる。(震-3-83参照)

3. 給食施設

震災編・第3章・第21節「3. 給食施設」に準ずる。(震-3-83参照)

4. 文化財等

震災編・第3章・第21節「4. 文化財等」に準ずる。(震-3-83参照)

第24節 ボランティアの活動対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. ボランティアの受入体制の確保	福祉班、市社会福祉協議会
2. 被災地ニーズの把握	福祉班、市社会福祉協議会
3. ボランティア活動の実施	福祉班、市社会福祉協議会
災害時におけるボランティア活動	動が円滑に進められるよう 関係機関・団体との連携を

災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関・団体との連携を含め必要な事項を定める。

1. ボランティアの受入体制の確保

震災編・第3章・第22節「1. ボランティアの受入体制の確保」に準ずる。(震-3-85参照)

2. 被災地のニーズの把握

震災編・第3章・第22節「2. 被災地ニーズの把握」に準ずる。(震-3-85参照)

3. ボランティア活動の実施

震災編・第3章・第22節「3. ボランティア活動の実施」に準ずる。(震-3-85参照)

第25節 帰宅困難者等対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	庶務班
2. 施設内待機と利用者保護	庶務班
3. 一時滞在施設の開設	庶務班
4. 徒歩帰宅支援	庶務班

災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混乱が発生し、負傷者が出たり、路上等にあふれた人々が救急・救助活動の妨げになる可能性があるため、帰宅困難者への速やかな情報提供、安全確保等の帰宅支援を実施するために必要な事項を定める。

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災編・第3章・第23節「1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ」に準ずる。(震-3-87参照)

2. 施設内待機と利用者保護

震災編・第3章・第23節「2. 施設内待機と利用者保護」に準ずる。(震-3-87参照)

3. 一時滞在施設の開設

震災編・第3章・第23節「3.一時滞在施設の開設」に準ずる。(震-3-87参照)

4. 徒歩帰宅支援

震災編・第3章・第23節「4. 徒歩帰宅支援」に準する。(震-3-88参照)

第26節 社会秩序の維持等に関する対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 社会秩序の維持	庶務班、市民活動支援課、警察署
2. 物価の安定、物資の安定供給	物資・輸送班
災害発生後の、社会的混乱や被災者の心理的動揺に対する社会秩序の維持と、物価の 安定、必要物資の安定供給について必要な事項を定める。	

1. 社会秩序の維持

震災編・第3章・第24節「1. 社会秩序の維持」に準ずる。(震-3-89参照)

2. 物価の安定、物資の安定供給

震災編・第3章・第24節「2. 物価の安定、物資の安定供給」に準ずる。(震-3-89参照)

第27節 竜巻等対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関	
1. 竜巻情報の収集・伝達	庶務班、罹災班	
2. 竜巻被害への対応	環境班、住宅班	

竜巻等の発生が予想される場合は、竜巻注意情報の収集や注意喚起を行う。また、竜巻等の突風による被害が発生した場合は、災害特性を考慮して被災家屋の調査、復旧などを速やかに実施する。

1. 竜巻情報の収集・伝達

(1) 竜巻情報等気象情報の収集

市は、竜巻注意情報が気象庁から伝達された場合、その確度等を踏まえ、 必要に応じて住民等へ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を周知する。

(2) 被害情報の収集・伝達、調査

市は、被災区域周辺の公共施設所管部に対して被害状況等の確認と報告を要請する。 また、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進む ことから、市は被害家屋認定調査及び罹災証明の発行を速やかに実施する。

2. 竜巻被害への対応

竜巻発生時における各種応急措置及び被災者支援は本章各節に定める内容に準ずるが、竜 巻等の突風災害では、次の点に留意する。

(1) がれき等の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、市は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者へ速やかに供給する。

(2) 被災家屋の復旧支援

竜巻等の突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、市はブルーシートを速やかに調達し、被災者への円滑な早期供給に努める。

また、自らブルーシートを設置することが困難な要配慮者の住宅について、自衛隊、消防、専門ボランティア等に協力を要請するほか、その他の被災者についても建設業者のあっせんに努める。

第28節 火山噴火対策

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 火山情報の収集・伝達	庶務班
2. 降灰対策	庶務班、物資・輸送班、環境班、医療班、土木班、警察署

富士山等の大規模噴火が発生し、市域への降灰が予想される場合は、降灰予報等の情報を収集し、降灰による交通事故や健康被害等を防止、軽減するための対策に着手する。

1. 火山情報の収集・伝達

(1) 火山情報の収集

市は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する噴火警報・ 予報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集す る。

(2) 火山情報の伝達

市は、市域に影響のある火山情報を把握したとき、防災行政無線等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する

2. 降灰対策

(1) 降灰・被害状況の調査

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰を確認した場合、その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害状況を収集する。

(2) 交通対策

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を 防止するため、交通規制を実施する。また、管理する道路上の火山灰を、緊急輸送道路を 優先して除去する。なお、緊急を要する 場合は、道路管理者間で調整して速やかに除灰 体制を確保する。

(3) 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。 市は火山灰の処分場所を確保し、宅地等の各家庭から排出された灰を回収して処分する。

(4) 健康被害等への対応

市は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

(5) 農作物等への対応

市は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第3編 風水害等編

第4章 風水害等復旧・復興計画

第1節 民生安定化のための緊急措置計画

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関			
1. 被災者の生活確保	各課、関係機関			
2. 住宅の建設等	建築宅地課、県			
3. 中小企業への融資	県			
4. 農林漁業者への融資	産業振興課、農業委員会、県			
5. 義援金の受付・配付	財政課、会計課、社会福祉課			
6. 被災者生活再建援金の支給	社会福祉課			

災害により被害を受けた住民が立ち直り再出発するための助成、援助を行うことによって、住民の自己復興心をもたせ、生活安定の早期回復を図る。

なお、各種支援制度については本計画策定時点での情報であり、支援金額等の条件については適用時点で変更されている可能性があるので留意する。

1. 被災者の生活確保

震災編・第4章・第1節「1. 被災者の生活確保」に準ずる。(震-4-1参照)

2. 住宅の建設等

震災編・第4章・第1節「2. 住宅の建設等」に準ずる。(震-4-4参照)

3. 中小企業への融資

震災編・第4章・第1節「3. 中小企業への融資」に準ずる。(震-4-4参照)

4. 農林漁業者への融資

震災編・第4章・第1節「4.農林漁業者への融資」に準ずる。(震-4-5参照)

5. 義援金の受付・配付

震災編・第4章・第1節「5. 義援金の受付・配布」に準ずる。(震-4-5参照)

6. 被災者生活再建支援金の支給

震災編・第4章・第1節「6.被災者生活再建支援金の支給」に準ずる。(震-4-5参照)

第2節 生活関連施設等の復旧計画

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上下水道施設	上下水道課、県企業局
2. 電気施設	東京電カパワーグリッド(株)
3. ガス施設	東京ガスネットワーク (株)、京葉ガス(株)
4. 通信施設	東日本電信電話(株)
5. 公共土木施設	道路課、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所

水道・電気・ガス・通信等の施設及び農業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、 それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。 これらの施設については、災害直後には応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、 将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1. 上下水道施設

震災編・第4章・第2節「1.上下水道施設」に準ずる。(震-4-7参照)

2. 電気施設

震災編・第4章・第2節「2. 電気施設」に準ずる。(震-4-7参照)

3. ガス施設

震災編・第4章・第2節「3. ガス施設」に準ずる。(震-4-7参照)

4. 通信施設

震災編・第4章・第2節「4. 通信施設」に準ずる。(震-4-8参照)

5. 公共土木施設

震災編・第4章・第2節「5. 公共土木施設」に準ずる。(震-4-8参照)

第3節 財政援助等に関する計画

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 激甚災害特別財政援助法	各課
2. 通常の災害時における財政援助等	各課
3. 災害復旧事業に係る市の財政措置	財政課

大規模な災害はもとより、被害が発生した場合はその復旧にあたり多大な財政措置を必要とする。激甚災害に対処するための特別の財政援助等、国や県からの様々な財政援助を 適格に受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を目指す。

1. 激甚災害特別財政援助法

震災編・第4章・第3節「1. 激甚災害特別財政援助法」に準ずる。(震-4-9参照)

2. 通常の災害時における財政援助等

震災編・第4章・第3節「2. 通常の災害時における財政援助等」に準ずる。(震-4-10参照)

3. 災害復旧事業に係る市の財政措置

震災編・第4章・第3節「3. 災害復旧事業に係る市の財政措置」に準ずる。(震-4-11参照)

第4節 災害復興

≪計画の体系・担当≫

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 復興本部の設置	企画政策課、各課
2. 復興計画の策定	企画政策課、各課
3. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課

1. 復興本部の設置

震災編・第4章・第4節「1. 復興本部の設置」に準ずる。(震-4-12参照)

2. 復興計画の策定

震災編・第4章・第4節「2. 復興計画の策定」に準ずる。(震-4-12参照)

3. 特定大規模災害時の措置

震災編・第4章・第4節「3. 特定大規模災害時の措置」に準ずる。(震-4-13参照)